

兵高教組

調査情報

2019年3月25日

29号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

今年度で最後ですが、3月31日は臨時教職員の「空白の一日」です 部活動を含め勤務はできません

2018年度の臨時教職員（常勤）の辞令は3月30日まで（一部異なる方がおられます）で、31日が「空白の一日」となります。昨年末の賃金権利確定交渉で、県教委は来年度からの「空白の一日」の解消を回答しましたが、今年度末までは「空白の一日」が残っています。

臨時教職員の方が、「空白の一日」（辞令が出ていなくて任用されていない日）に、勤務ができないとはどういうことかについて考えてみたいと思います。

辞令が出ていないとは？

辞令は、その職と任用期間を明示するものです。任用期間以外は、その職に就いていないこととなります。辞令が出ていない（＝任用されていない）「空白の一日」については雇用関係が結ばれておらず、労働者でも地方公務員でもありません。そのため、「労働基準法」や「地方公務員法」をはじめ、労働者保護のすべての法令が適用されません。

公務員でない以上、公務災害も通勤災害も対象とはならず、部活動や補習など、生徒を教育・指導できる法的な裏付けもありません。仮に、指導中に生徒のけがなど、事故があった場合、個人としての責任が問われる危険性もあります。臨時教職員を働かせた、あるいは働いているのを黙認した校長の責任が一番ですが、働いた本人が自己責任を問われることにもなりかねません。

なお、高教組の問い合わせに対する総務省の見解は以下です。

任用されていない人を働かせるというのは問題だ。地方公務員法などに違反する。

「空白の一日」は、2019年度からは解消されますが、2019年3月31日は任用形態の異なる辞令のある一部の方を除き「空白の一日」です。勤務はできません。

2019年度から「空白の一日」が解消

高教組が積年の課題とし交渉してきた結果、2019年度から「空白の一日」は解消され、以下の改善ができました。

・ 期末手当部分20%減額の不利益は
2020年度夏季一時金から解消

- ・ 2019年4月1日以降の任用者の退職金は
退職時まで通算され支給
（臨時の技能労務職、事務職にも適用）
- ・ 2019年4月1日以降の任用者の社会保険は、
一年経過で共済組合へ切替加入

教職員定数改善と正規採用増を

「空白の一日」廃止後も課題は残っています。同じ労働をしているのに、給料表が正規教員は2級、臨時は1級と違うことや、教職員不足を多数の臨時教職員に頼っていることです。課題の解消には、臨時講師の2級格付けや正規採用の増員が必要です。

西上教育長は12月県会において「確かな学力の育成はもとより、いじめ、不登校などの課題、教員の長時間勤務の解消には、抜本的に現行の学級編制基準を引き下げ、定数改善を行うこと」と答弁していますが、定数改善を行うためにも、正規教員の採用増が求められているのです。高教組は引き続き、労働条件、教育条件整備のため、定数改善と教職員正規採用増を要求していきます。

「空白の一日」があっても以下の問題は、
すでに解消しています！

※年休は年度を越えても繰り越し可能。

※保険証は

- ・ 4月以降も同一校で常勤として勤務される方
3月31日も4月以降も、いまの保険証を使用することができます。同一校勤務が引き続いて続く限り、いまの保険証を使い続けることができます。
- ・ 4月以降 別の学校で常勤として勤務される方
3月31日までは、いまの保険証を使用することができますが、4月1日以降は使用できません。保険証をいまの学校に返却し、新しい保険証が発行されるまで、通院時には保険額を立て替え払いとなります。

よりよい労働条件、教育条件整備のために、高教組に加入しましょう！